

青梅市ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか

毎年全戸配布しているごみの収集日を掲載した「青梅市ごみ収集カレンダー」(令和2年4月～翌年3月)に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、事業所、自営業者の皆さんは、ぜひお申し込みください。

規格 カレンダー A4サイズ します。
ズ、広告 縦3cm×横13cm (JPEG形式)
作製部数 7万1千部
掲載料 1枠5万円
募集枠数 先着12枠
注意事項 掲載位置の指定はできません。同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合に限り、2枠以上掲載できるものと

ごみ収集カレンダー-広告掲載イメージ
Calendar grid showing collection dates for April and May with designated advertisement slots.

炭焼き体験教室
竹炭づくりと手軽に楽しめるネイチャークラフト
日時 12月7日(土) 午前10時～午後2時
※雨天・降雪時は中止
会場 花木園(小曾木4-2615-1)
※駐車場あり
対象 小学生以上
※小学4年生以下は保護者同伴
内容 竹炭づくり、青梅産材を使ったネイチャークラフト

詐欺だけでなく、侵入窃盗にもご注意ください!

～犯人の 電話に出ないで 被害ゼロ～
●詐欺等被害発生状況
▷令和元年10月15日現在 13件・1,516万円
●大手家電量販店をかたる詐欺が多発しています!
●市役所職員をかたった還付金詐欺にもご注意ください!
●空き巣などの侵入窃盗も発生しています!



AIチャットボットによるごみの分別案内実施中!

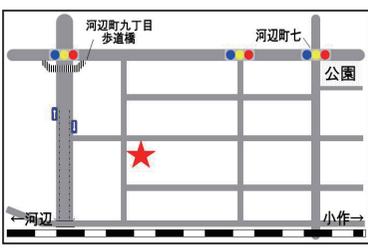
ごみの分別でお困りの方、現在、市ではAIチャットボットによるごみの分別案内を実施中です! 24時間いつでも青梅市公式キャラクター「ゆめうめちゃん」がごみの分別案内をしますので、下記2次元コードからアクセスしてご利用ください。



問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

「並木農園」見学会開催

農業体験農園である「並木農園」で実践している無農薬・無肥料の自然栽培についての説明と農園見学会を開催します。
日時 12月7日(土) 午前10時～11時
※雨天決行
場所 河辺町7-3-5 農園主 並木すみ江
注意事項
▽当日は直接農園へお越しください。
▽車での来園は不可
▽汚れてもよい靴でお越しください。



令和元年度市民提案協働事業 身近な森林の活用を考える

身近な森林の活用について覗いてみませんか?
日時 12月8日(日) 午後1時～4時
会場 成木小、あまがさすの森
※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
内容 森の勉強会後、あまがさすの森を散策

令和元年度市民提案協働事業 身近な森林の活用を考える

身近な森林の活用について覗いてみませんか?
日時 12月8日(日) 午後1時～4時
会場 成木小、あまがさすの森
※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
内容 森の勉強会後、あまがさすの森を散策

飼っていた動物の火葬

市民であることが分かるもの(運転免許証等)をお持ちのうえ、清掃リサイクル課(市役所5階)へ申請し、手数料2千円をお支払いください。領収書をお持ちください。
※火葬後の骨はお返しできません。
祝日、年末年始を除く月曜日の日、ご自宅へ引き取りに伺うこともできます。希望者は、清掃リサイクル課へご連絡ください。
除く午前9時～午後4時)へ持ち込んでください。
※犬の場合は、火葬の申請時に、死亡の届け出も必要となります。
お問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

青梅市空家バンクにご登録ください

市では、市内の空き家を有効に活用し、地域を活性化するため、「青梅市空家バンク」を開設し、物件の登録や情報の提供などを行っています。空き家の活用等をお考えの方は、お問い合わせください。
お問い合わせ 住宅課住宅政策係
空家所有者
青梅市
空家利用希望者

生産緑地地区に関する条例施行・指定基準等の改正に伴う生産緑地地区の追加募集

市では、市街化区域内で年々減少しつつある農地等の保全を図るため、生産緑地の区域の下限面積を300㎡以上とする「青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を11月1日に施行しました。
これに伴い、青梅都市計画生産緑地地区指定方針・指定基準等を改正し、特定生産緑地制度の運用や生産緑地地区の追加募集を実施します。
詳細は市ホームページをご覧ください。
◎基準等の改正内容
▽指定要件の下限面積が300㎡以上の区域とする。
▽農地転用がされた土地や以前生産緑地地区で解除された土地についても、届出後の状況の変化により、現に農業の用に供されており、将来的にも営農が継続されることが確認できるものは追加指定の対象とする。
▽特定生産緑地の指定要件として、適正に肥培管理された農地等であり、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できること等
◎追加募集
令和2年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集します。
正な管理が義務づけられ、

生産緑地地区に関する条例施行・指定基準等の改正に伴う生産緑地地区の追加募集

市では、市街化区域内で年々減少しつつある農地等の保全を図るため、生産緑地の区域の下限面積を300㎡以上とする「青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を11月1日に施行しました。
これに伴い、青梅都市計画生産緑地地区指定方針・指定基準等を改正し、特定生産緑地制度の運用や生産緑地地区の追加募集を実施します。
詳細は市ホームページをご覧ください。
◎基準等の改正内容
▽指定要件の下限面積が300㎡以上の区域とする。
▽農地転用がされた土地や以前生産緑地地区で解除された土地についても、届出後の状況の変化により、現に農業の用に供されており、将来的にも営農が継続されることが確認できるものは追加指定の対象とする。
▽特定生産緑地の指定要件として、適正に肥培管理された農地等であり、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できること等
◎追加募集
令和2年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集します。
正な管理が義務づけられ、